

# 金融商品取引法の一部を改正する法律案参照条文

## 目次

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	1
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	25
○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	26
○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	26
○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）	26
○ 金融庁設置法（平成十年法律第三百三十号）（抄）	26

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券（次号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 四 特別の法律により法人の発行する債券（平成十年法律第百五号）に規定する特定社債券
- 五 社債券（相互会社の社債券を含む。以下同じ。）
- 六 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（次号、第八号及び第十一号に掲げるものを除く。）
- 七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券
- 八 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券
- 九 株券又は新株予約権証券
- 十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 十一 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 十二 貸付信託の受益証券
- 十三 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 十四 信託法（平成十八年法律第八号）に規定する受益証券発行信託の受益証券
- 十五 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 十六 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）に規定する抵当証券
- 十七 外国又は外国の者の発行する証券又は証券で第一号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる証券又は証券の性質を有するもの（次号に掲げるものを除く。）
- 十八 外国の者の発行する証券又は証券で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表すもの（うち、内閣府令で定めるもの）
- 十九 金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十一項第三号に掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場（第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引であつて第二十一項第三号に掲げる取引と類似の取引（金融商品市場）（第二十四項第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係るものを除く。）に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係る権利（以下「オプション」という。）を表す証券又は証券
- 二十 前各号に掲げる証券又は証券の預託を受けた者が当該証券又は証券の発行された国以外の国において発行する証券又は証券で、当該預託を受けた証券又は証券に係る権利を表示するもの
- 二十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証券
- 二十二 前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行された場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。以下この項において同じ。）のうち、流通性その他の事情を勘案し、社債券その他の前項各号に掲げる有価証券とみなすことが必要と認められるものとして政令で定めるもの（第七号及び次項において「特定電子記録債権」という。）は、当該電子記録債権を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証券に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一 信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

二 外国の者に対する権利で前号に掲げる権利の性質を有するもの（前項第十号に規定する外国投資信託の受益証券に表示されるべきもの並びに同項第十七号及び第十八号に掲げる有価証券に表示されるべきものに該当するものを除く。）

三 外国法人の社員権で前号に掲げる権利の性質を有するもの（政令で定めるものに限る。）又は合同会社の社員権

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五條に規定する匿名組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三條第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利、社団法人の社員権その他の権利（外国の法令に基づくものを除く。）のうち、当該権利を有する者（以下この号において「出資者」という。）から生ずる収益の配当又は当該出資対象事業に係る財産の分配を受けることができる権利であつて、次のいづれにも該当しないもの（前項各号に掲げる有価証券に表示される権利及びこの項（この号を除く。）の規定により有価証券とみなされる権利を除く。）

イ 出資者の全員が出資対象事業に關与する場合として政令で定める場合における当該出資者の権利

ロ 出資者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は出資対象事業に係る財産の分配を受けることがないことを内容とする当該出資者の権利（イに掲げる権利を除く。）

ハ 保険業法（平成七年法律第五十号）第二條第一項に規定する保険業を行う者が保険者となる保険契約、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十條第一項第一号に規定する共済事業を行う同法第四條に規定する組合と締結した共済契約、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二十二号）第十條第二項に規定する第一号第一号の二若しくは第九條の二第一項第一号に規定する共済事業を行う同法第三條に規定する組合と締結した共済契約又は不動産等協同組合法（昭和二十四年法律第六十号）第九條の二第一項第一号に規定する共済事業を行う同法第三條に規定する組合と締結した共済契約又は不動産等協同組合法（平成六年法律第七十七号）第二條第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同法第七項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）に基づく権利（イ及びロに掲げる権利を除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、当該権利を有価証券とみなさなくても公益又は出資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定める権利

三 この法律において「有価証券」とは、新たに發行される有価証券の取得の申込みの勧誘（これに類するものとして政令で定めるもの（次項において「取得勧誘類似行為」という。）を含む。）のうちに当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権（次項及び第六項、次條第四項及び第五項並びに第二十三條の十三第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合に於ては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次條第四項及び第五項並びに第二十三條の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合に於ては第三号に掲げる場合に該当するものをいふ。

六 外国の法令に基づく権利であつて、前号に掲げる権利に類するもの

七 特定電子記録債権及び前各号に掲げるもののほか、前項に規定する有価証券及び前各号に掲げる権利と同様の経済的性質を有することその他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益又は投資者の保護を確保することが必要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

八 取得勧誘類似行為（一）有価証券の募集（二）取得勧誘（三）のうちに当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権（次項及び第六項、次條第四項及び第五項並びに第二十三條の十三第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合に於ては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次條第四項及び第五項並びに第二十三條の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合に於ては第三号に掲げる場合に該当するものをいふ。

一 多数の者が有価証券の募集（一）有価証券の募集（二）取得勧誘（三）のうちに当該取得勧誘が第一項に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利若しくは特定電子記録債権（次項及び第六項、次條第四項及び第五項並びに第二十三條の十三第四項において「第一項有価証券」という。）に係るものである場合に於ては第一号及び第二号に掲げる場合、当該取得勧誘が前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（次項、次條第四項及び第五項並びに第二十三條の十三第四項において「第二項有価証券」という。）に係るものである場合に於ては第三号に掲げる場合に該当するものをいふ。

二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいづれにも該当しない場合

イ 適格機関投資家のみを相手方として行う場合であつて、当該有価証券がその取得者から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合

ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）

（一）当該取得勧誘の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合に於ては、金融商品取引業者等（第三十四條に規定する金融商品取引業者等をいう。）次項、第四條第一項第四号及び第三項、第二十七條の三十二の二並びに第二十七條の三十四の二において同じ。）が顧客からの委託により又は自己のために当該取得勧誘を行うこと

（二）当該有価証券がその取得者から特定投資家又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六條第一項第六号に規定する非居住者をいい、政令で定める者に限る。）をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合に該

- ハ 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券の種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれがないものとして政令で定める場合
- 三 この法律において「有価証券の売出し」とは、既に発行された有価証券の売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘（取得勧誘類行為に該当するものその他内閣府令で定めるものを除く。）以下「売付け勧誘等」という。）のうち、当該売付け勧誘等が第一項有価証券に係るものである場合に該当するもの（取引所金融商品市場における有価証券の売買及びこれに準ずる取引その他の政令で定める有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。
- 二 前号に掲げる場合のほか、次に掲げる場合のいずれにも該当しない場合
- 一 多数の者（適格機関投資家が含まれる場合ときは、当該適格機関投資家を除く。）を相手方として行う場合として政令で定める場合（特定投資家のみを含む。）
- ロ 特定投資家のみを相手方として行う場合であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するとき（イに掲げる場合を除く。）
- （1） 当該売付け勧誘等の相手方が国、日本銀行及び適格機関投資家以外の者である場合にあつては、金融商品取引業者等が顧客からの委託により又は自己のために当該売付け勧誘等を行うこと。
- （2） 前号に掲げる場合並びにイ及びロに掲げる場合以外の場合（当該有価証券の種類を同じくする有価証券の発行及び勧誘の状況等を勘案して政令で定める要件に該当する場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれがないものとして政令で定める場合として政令で定める場合
- ハ 前号に掲げる場合を除く。）であつて、当該有価証券が多数の者に所有されるおそれがないものとして政令で定める場合
- 三 この法律において「発行者」とは、有価証券を発行し、又は発行しようとする者（内閣府令で定める有価証券については、内閣府令で定める者が内閣府令で定める時に当該権利を有価証券として発行するものとみなす。）
- 五 この法律において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（第一項有価証券に係る有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。
- 六 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（第一項有価証券に係る有価証券の取引に係るものを除く。）をいう。以下同じ。
- 一 当該有価証券の全部又は一部につき他の者に取得する者がなく、かつ、その残部を取得することを内容とする契約をすること。
- 二 当該有価証券が新株予約権証券（これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券を含む。）以下この号において、当該新株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一部につき新株予約権（これに準ずるものとして内閣府令で定める権利を含む。）以下この号において、当該新株予約権証券を行使しないときに当該行使しない新株予約権に係る新株予約権証券を取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約をすること。
- 七 この法律において「有価証券届出書」とは、第五条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）以下同じ。）の規定による届出書及び同条第十三項の規定によりこれに添付する書類並びに第七条第一項、第九条第一項（同条第十條第一項の規定による訂正届出書をいう。）の規定による届出書及び同条第十三項の規定するもの及び銀行、優先出資法第二條第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）その他政令で定める金融機関が行う第十二号、第十四号、第十五号又は第二十八條第八項各号に掲げるものを除く。）のいずれかを業として行うことをいう。
- 一 有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）市場デリバティブ取引（金融商品（第二十四條第三号の二に掲げるものに限る。）又は金融指標（当該金融商品の価格及びこれに基づいて算出した数値に限る。）に係る市場デリバティブ取引（以下「商品関連市場デリバティブ取引」という。）を除く。）又は外国市場デリバティブ取引（有価証券の売買にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
- 二 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理（有価証券の売買の媒介、取次ぎ又は代理にあつては、第十号に掲げるものを除く。）
- 三 取次ぎ又は代理の委託を受ける有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- ロ 取引所金融商品市場（取引所金融商品市場に類似する市場で外国に所在するものをいう。以下同じ。）における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引

- 引 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）
- 四 有価証券等清算取次ぎ
- 五 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等）に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うこと
- 六 有価証券（次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
- 七 有価証券の次に掲げるものに限る。）の募集又は私募
- イ 第一項第十号に規定する投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益権に係るもの
- ハ 第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券
- ロ 第一項第十六号に掲げる有価証券のうち、同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- ホ 第一項第十七号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又はハ若しくはニに掲げる有価証券のうち内閣府令で定めるもの
- ヘ 第二項の規定により有価証券とみなされるもの
- ト 第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利
- ハ 有価証券の売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ニ 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱い
- ハ 有価証券の売出し又はその媒介、取次ぎ若しくは代理であつて、電子情報処理組織を使用して、同時に多数の者を一方の当事者又は各当事者として次に掲げる有価証券の売買又はこれに類似する方法により行うもの（取り扱う有価証券の種類等に照らして取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場（第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。）以外において行うことが投資者保護のため適当でないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）
- イ 競売の方法（有価証券の売買高が政令で定める基準を超えない場合に限る。）
- ロ 金融商品取引所に上場されている有価証券について、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ハ 第六十七条の十一第一項の規定により登録を受けた有価証券（以下「店頭売買有価証券」という。）について、当該登録を行う認可金融商品取引業協会が公表する当該有価証券の売買価格を用いる方法
- ニ 顧客の間の交渉に基づく価格を用いる方法
- ホ 一からニまでに掲げるもののほかに、内閣府令で定める方法
- イ 当事者の一方が相手方に対して次に掲げるものに関し、口頭、文書（新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの）、不特定多数の者により随時に購入可能なものを除く。）その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約（以下「投資顧問契約」という。）を締結し、当該投資顧問契約に基づき、助言を行うこと。
- イ 有価証券の価値等（有価証券の価値、有価証券関連オプション（金融商品市場において金融商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う第二十条第八項第三号ハに掲げる取引に係る権利、外国金融商品市場において行う取引であつて同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る権利又は金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで行う同項第四号ハ若しくはニに掲げる取引に係る権利をいう。）の対価の額又は有価証券指標（有価証券の価格若しくは利率その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるもの又はこれらに基づいて算出した数値をいう。）の動向をいう。）の価値、オプションの対価の額又は金融指標（同号に掲げる金融商品に属するものにあつては、金融商品取引所に上場されているものに限る。）の価値、オプションの対価及び時期についての判断をいう。以下同じ。）
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十三項に規定する登録投資法人と締結する同法第八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約
- ロ 基づく当該相手方のため投資を行うの一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うの必要な権限を委任されることを内容とする契約（以下「投資一任契約」という。）
- 十四 金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として、第一項第十号に掲げる有価証券に表





24 この法律において「金融商品」とは、次に掲げるものをいう。

一 有価証券  
二 預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証書であつて政令で定めるもの（前号に掲げるものを除く。）  
三 通貨

三 商品（商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）  
四 前各号に掲げるもののほか、同一の種類のもので多数存在し、価格の変動が著しい資産であつて、当該資産に係るデリバティブ取引（デリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第一項に規定する商品を除く。）

五 第一号若しくは第二号に掲げるもの又は前号に掲げるもののうち内閣府令で定めるものについて、金融商品取引所が、市場デリバティブ取引を円滑化するため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定した標準物

一 金融商品の価格又は金融商品（前項第三号及び第三号の二に掲げるものを除く。）の利率等  
二 気象庁その他の者が発表する気象の観測の成果に係る数値  
三 その変動に影響を及ぼすことが不可能若しくは著しく困難であつて、事業者の事業活動に重大な影響を与える指標（前号に掲げるものを除く。）又は社会経済の状況に関する統計の数値であつて、これらの指標又は数値に係るデリバティブ取引に類似する取引を含む。）について投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数であつて、商品以外の同条第一項に規定する商品の価格に基づいて算出されたものを除く。）

四 前各号に掲げるものに基づいて算出した数値  
この法律において「外国金融商品取引所」とは、第五百五十五条第一項の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

一 当該顧客が当該金融商品取引業者又は登録金融機関を代理して成立させるものであること。  
二 当該顧客がその委託に際しあらかじめ当該対象取引に係る相手方その他内閣府令で定める事項を特定するものであること。  
三 この法律において「金融商品債務引受業」とは、金融商品取引業者、登録金融機関又は証券金融会社（以下この項において「金融商品債務引受業者」という。）を相手方として、金融商品債務引受業対象業者が行う対象取引（有価証券の売買若しくはデリバティブ取引（取引の状況及び我が国の資本市場に与える影響その他の事情を勘案し、公益又は投資者保護のため支障を生ずることがない）と認められるものとして政令で定める取引を除く。）又はこれらに付随し、若しくは関連する取引として政令で定める取引をいう。）に基づき債務を、引受け、更改その他の方法により負担することを行ふことをいう。

二 品債務引受業を行う者をいい、「外国金融商品取引清算機関」とは、第五百五十六条の二又は第五百五十六条の十九第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けて金融商品債務引受業を行う者をいう。

三 この法律において「証券金融会社」とは、第五百五十六条の二十四の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

四 日本銀行  
この法律に掲げるもののほか、第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人  
五 前各号に掲げるものほか、第七十九條の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人  
六 金融商品市場をいう。「特定取引所金融商品市場」とは、第一百七七條の二第一項の規定により同項に規定する一般投資家等買付けをすることが禁止されている取引所の法律において「特定上場有価証券」とは、特定取引所金融商品市場のみに上場されている有価証券をいう。（の信用状態に関する評価（以下この項にお

この法律において「信用格付」とは、金融商品又は法人（これに類するものとして内閣府令で定めるものを含む。）の信用状態に関する評価（以下この項にお





(特定情報の提供者等に対する報告の徴取及び検査)  
第二十七条の三五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、特定情報を提供し、若しくは公表した発行者若しくは特定情報若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員をしてその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十八条 この章において「第一種金融商品取引業」とは、金融商品取引業のうち、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

一 有価証券(第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)について同條第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号又は第九号に掲げる行為

二 商品関連市場デリバティブ取引についての第二條第八項第二号、第三号又は第五号に掲げる行為

三 次のイからハまでのいずれかに該当する行為

イ 有価証券の元引受けであつて、損失の危険の管理の必要性の高いものとして政令で定めるもの

ロ 有価証券の元引受けであつて、イに掲げるもの以外のもの

ハ 第二條第八項第六号に掲げる行為であつて、有価証券の元引受け以外のもの

二 一の二 第二條第八項第十号に掲げる行為  
三 第二條第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為  
四 第二條第八項第十六号又は第十七号に掲げる行為  
五 第二條第八項第十七号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第十七号に掲げる行為  
三 第二條第八項第十八号に掲げる行為  
四 第二條第八項第十八号に掲げる行為  
五 第二條第八項第十八号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第十八号に掲げる行為  
三 第二條第八項第十九号に掲げる行為  
四 第二條第八項第十九号に掲げる行為  
五 第二條第八項第十九号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第十九号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十一号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十一号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十一号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十一号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十二号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十二号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十二号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十二号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十三号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十三号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十三号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十三号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十四号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十四号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十四号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十四号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十五号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十五号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十五号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十五号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十六号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十六号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十六号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十六号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十七号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十七号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十七号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十七号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十八号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十八号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十八号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十八号に掲げる行為  
三 第二條第八項第二十九号に掲げる行為  
四 第二條第八項第二十九号に掲げる行為  
五 第二條第八項第二十九号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第二十九号に掲げる行為  
三 第二條第八項第三十号に掲げる行為  
四 第二條第八項第三十号に掲げる行為  
五 第二條第八項第三十号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第三十号に掲げる行為  
三 第二條第八項第三十一号に掲げる行為  
四 第二條第八項第三十一号に掲げる行為  
五 第二條第八項第三十一号に掲げる行為

二 一の二 第二條第八項第三十一号に掲げる行為  
三 第二條第八項第三十二号に掲げる行為  
四 第二條第八項第三十二号に掲げる行為  
五 第二條第八項第三十二号に掲げる行為







を受けたる日から五年を経過しない者  
リ 前号ハに規定する法律の規定若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

三六（略）

2・3（略）

4 次の各号に掲げる場合における第二項の規定の適用については、当該各号に定める対象議決権は、これを保有しているものとみなす。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、会社の対象議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合 当該対象議決権

二 株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にある者が法人の対象議決権を保有する場合 当該特別の関係にある者が保有する当該対象議決権

5 第二項及び前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十三條の二（金融機関の登録）

第三十三條の二 金融機関は、次に掲げる行為のいずれかを業として行おうとするとき、又は投資助言・代理業若しくは有価証券等管理業務を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない。

一 書面取次ぎ行為

二 前条第二項各号に掲げる有価証券又は取引についての当該各号に定める行為（同条第一項ただし書に該当するものを除く。）

三 デリバティブ取引等のうち有価証券関連デリバティブ取引等以外のもの（他の法律の定めるところにより投資の目的をもつて、又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行うもの及び商品関連市場デリバティブ取引を除く。）又は第二条第八項第五号に掲げる行為のうち第二十八條第八項第七号に掲げるもの以外のもの

四 第二条第八項第七号に掲げる行為

第三十三條の三（金融機関の登録申請）

第三十三條の三 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本金の額、基金の総額又は出資の総額

三 役員の名又は名称

四 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

五 第三条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（第二十九條の二第一項第六号に規定する政令で定めるものを除く。）について、電子募集取扱業務を行う場合にあつては、その旨

六 本店その他の営業所又は事務所の名及び所在地

七 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

2・3（略）

2・3（略）

第三十三條の六（変更の届出） 登録金融機関は、第三十三條の三第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三十四條（特定投資家への告知義務） 金融商品取引業者等（金融商品取引業者又は登録金融機関をいう。以下同じ。）は、顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約（以下「金融商品取引契約」という。）の申込みを特定投資家（同条第三十一項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、当該申込みに係る金融商品取引契約の種類として内閣府令で定めるもの（以下この款

において「契約の種類」という。)に属する金融商品取引契約を過去に当該特定投資家との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る金融商品取引契約を締結するまでに、当該特定投資家に対し、当該特定投資家が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合)

第三十四条の二 特定投資家(第二条第三十一項第四号に掲げる者に限る。)は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。  
2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約(以下この条において「対象契約」という。)の締結の勧誘又は締結のいづれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。  
3 金融商品取引業者等は、前項の規定により承諾する場合には、第一項の規定による申出をした特定投資家(以下この条において「申出者」という。)に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。  
一 前項の規定により承諾する日(以下この条において「承諾日」という。)

二 対象契約の属する契約の種類  
三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨  
四 その他内閣府令で定める事項

4 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

5 金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(第二十九条の五第三項及びこの款を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家以外の顧客とみなす。

6 当該金融商品取引業者等が承諾日以後に行う対象契約の締結の勧誘の相手方  
二 当該金融商品取引業者等は、対象契約(第二条第八項第二号から第十号及び第十三号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定対象契約」という。)の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定対象契約に基づき当該申出者を代理して金融商品取引契約を締結するときは、当該金融商品取引契約の相手方である他の金融商品取引業者等(次項及び第八項において「相手方金融商品取引業者等」という。)に対し、あらかじめ、当該金融商品取引契約に関して申出者が特定投資家以外の顧客とみなされる旨を告知しなければならない。

7 金融商品取引業者等が前項の規定による告知をした場合には、相手方金融商品取引業者等に対しては、前条の規定は、適用しない。  
8 特定対象契約を締結した金融商品取引業者等が第六項の規定による告知をした場合には、当該金融商品取引業者等が当該特定対象契約に基づき申出者を代理して相手方金融商品取引業者等との間で締結する金融商品取引契約については、当該申出者を特定投資家以外の顧客とみなして、この法律(第二十九条の五第三項及びこの款を除く。)の規定を適用する。

9 承諾日以後に申出者が新たに適格機関投資家となつた場合には、当該申出者が適格機関投資家となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。  
10 申出者は、承諾日以後いつでも、金融商品取引業者等に対し、対象契約に関して自己を再び特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。  
11 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、この項の規定による承諾をする日その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により、当該申出をした者(次項において「復帰申出者」という。)の同意を得なければならない。

12 金融商品取引業者等は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、当該書面による同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるところにより得ることができる。この場合において、当該金融商品取引業者等は、当該書面による同意を得たものと同様に承諾をした場合には、同項の規定による承諾をした日以後新たに第二項の規定により承諾する日の前日までの間は、第五項第六項及び第八項の規定は、適用しない。

13 (特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合)  
第三十四条の三 法人(特定投資家を除く。)は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。

2 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を承諾する場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面により、当該申出をした法人(以下この条において「内閣府令で定める場合にあつては、当該経過する日前で内閣府令で定める日)としなければならない。

一 この項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

この項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

この項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

この項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)



による申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約に關して自己を再び特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

5 金融商品取引業者等は、前項の規定による申出を受けた後最初に当該申出に係る契約の種類に属する金融商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該申出を承諾しなければならない。

6 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による申出を承諾する場合について、同条第十一項から第十三項までの規定は第四項の規定による申出を承諾する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申出をした法人」とあるのは「次条第二項に規定する申出者」と、同条第四項中「第二項の規定による承諾」とあるのは「次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十一項中「前項」とあるのは「次条第五項」と、「第九項の規定による申出をした法人」とあるのは「同条第四項の規定による申出をした個人」と、同条第十三項中「第十項」とあるのは「次条第五項」と、「第二項の規定による承諾」とあるのは「同条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに第二項の規定による承諾」と、「第九項まで」とあるのは「第八項まで及び次条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(政令への委任)

第三十四条の五 この款に定めるもののほか、特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合又は特定投資家以外の顧客が特定投資家とみなされる場合の手續その他この款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(業務管理体制の整備)

第三十五条の三 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業又は登録金融機関業務を適確に遂行するため、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制を整備しなければならない。

(顧客に対する誠実義務)

第三十六条 金融商品取引業者等並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

2 5 (略)

(名義貸しの禁止)

第三十六条の三 金融商品取引業者等は、自己の名義をもつて、他人に金融商品取引業(登録金融機関にあつては、登録金融機関業務。以下この款において同じ。)を行わせてはならない。

(広告等の規制)

第三十七条 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業の内容について広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名

二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三 当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業の内容に關する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

四 金融商品取引業者等は、その行う金融商品取引業に關して広告その他これに類似するものとして内閣府令で定める行為をするときは、金融商品取引業を行うことによる利益の見込みその他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(契約締結前の書面の交付)

第三十七条の三 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 当該金融商品取引業者等の商号、名称又は氏名及び住所

二 金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号

三 当該金融商品取引契約の概要

四 手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に關して顧客が支払うべき対価に關する事項であつて内閣府令で定めるもの

五 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずることとなるおそれがあるときは、その旨

六 前号の損失の額が顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額を上回るおそれがあるときは、その旨

七 前各号に掲げるもののほか、金融商品取引業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定める事項

三二 金融商品取引業者等は、第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係る金融商品取引契約の締結の勧誘（募集若しくは売出し又は募集若しくは売出しの取扱ひであつて、政令で定めるものに限る。）を行う場合には、あらかじめ、当該金融商品取引契約に係る第一項の書面の内容を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十七條の四（契約締結時等の書面の交付）

第三十七條の四 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客に交付しなければならない。ただし、その金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、当該書面を顧客に交付しなくても公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

二 第三十四條の二第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

第三十八條（禁止行為）

第三十八條 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第四号から第六号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

一 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関する虚偽の事実を告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は虚偽の事実を告げる行為

三 顧客に対し、信用格付業者以外の信用格付業者が行う者第六十六條の二の登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項について、当該信用格付業者が行う者第六十六條の二の登録を受けていない者である旨及び当該登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項を告げることなく提供し、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

四 金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

五 金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結につき、その勧誘に先立つて、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

六 金融商品取引契約（当該金融商品取引契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが必要なものとして政令で定めるものに限る。）の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約の締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けたい旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

七 自己又は第三者の利益を図る目的をもつて、特定金融指標算出者（第五十六條の八十五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。以下この号において同じ。）に対し、特定金融指標の算出に關し、正当な根拠を有しない算出基礎情報（特定金融指標の算出の基礎として特定金融指標算出者に対して提供される価格、指標、数値その他の情報をいう。）を提供する行為

八 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

第三十八條の二 金融商品取引業者等は、その行う投資助言・代理業又は投資運用業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約の締結又は解約に關し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為

二 顧客を勧誘するに際し、顧客に対して、損失の全部又は一部を補てんする旨を約束する行為

第三十九條（損失補てん等の禁止）

第三十九條（略）

二 金融商品取引業者等の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 有価証券売買取引等につき、金融商品取引業者等又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

第三項ただし書の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として内閣府令で定めるところを添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

第四十条 (適合性の原則等)

金融商品取引業者等は、業務の運営の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、その業務を行わなければならない。  
一 金融商品取引行為について、顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。  
二 前号に掲げるもののほか、業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いを確保するための措置を講じていないと認められる状況、その他業務の運営の状況が公益に反し、又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める状況にあること。

第四十条の三 (分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止)

金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同条第一項第二十一号に掲げる有価証券(政令で定めるものに限る。)若しくは同条第二項第七号に掲げる権利(政令で定めるものに限る。)について、当該権利又は有価証券に關し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでなければ、第二条第八項第一号、第二号又は第七号から第九号までに掲げる行為を行つてはならない。

第四十条の三の二 (金銭の流用が行われている場合の募集等の禁止)

金融商品取引業者等は、第二条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利又は同項第七号に掲げる権利(同項第五号又は第六号に掲げる権利と同様の経済的性質を有するものとして政令で定める権利に限る。)については、これらの権利に關し出資され、又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)が、当該金銭を充てて行われる事業に充てられていないことを知りながら、第二条第八項第九号までに掲げる行為をしてはならない。

第四十二条 (権利者に対する義務)

金融商品取引業者等は、権利者(次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める者をいう。以下この款において同じ。)のため忠実に投資運用業を行わなければならない。  
一 第二条第八項第十二号に掲げる行為を行う業務 同号イ又はロに掲げる契約の相手方  
二 第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務 同号に規定する有価証券に表示される権利その他の政令で定める権利を有する者  
三 第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務 同号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者  
四 金融商品取引業者等は、権利者に対し、善良な管理者の注意をもつて投資運用業を行わなければならない。

第四十二条の二 (禁止行為)

金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に關して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。

- 一 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 二 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 三 特定の金融商品、金融指標又はオプションに關し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を図る目的をもつて、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 四 通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 五 運用として行う取引に關する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと。
- 六 運用財産の運用として行った取引により生じた権利者の利益又は当該権利者以外の第三者の利益に追加するため、当該権利者又は第三者に對し、財産上の損失の全部若しくは一部を補填し、又は運用財産の運用として行った取引により生じた権利者の利益との間に於ける有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二十三条に規定する投資信託をいう。)の元本に生じた損失の全部又は一部を補填する場合を除く。)。
- 七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(分別管理)  
第四十二条の四 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業(第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。)に関して、内閣府令で定めるところにより、運用財産と自己の固有財産及び他の運用財産とを分別して管理しなければならない。

(運用報告書の交付)

第四十二条の七 金融商品取引業者等は、運用財産について、内閣府令で定めるところにより、定期に運用報告書を作成し、当該運用財産に係る権利者に交付しなければならない。ただし、運用報告書を権利者に交付しなくても権利者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第三十四条の二 第四項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。

3 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業(第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。)に関して、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣府令に届け出なければならぬ。ただし、一の運用財産の権利者の数が政令で定める数以下である場合その他投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第四十五条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める者が特定投資家である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定投資家の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

一 第三十七条、第三十八条第四号から第六号まで及び第四十条第一号 金融商品取引業者等が行う金融商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四 金融商品取引業者等が申込みを受け、又は締結した金融商品取引契約の相手方

三 第四十一条の四及び第四十一条の五 金融商品取引業者等が締結した投資顧問契約の相手方

四 第四十二条の五から第四十二条の七まで 金融商品取引業者等が締結した投資一任契約の相手方

(金融商品取引業者に対する監督上の処分)

第五十二条 内閣府令は、金融商品取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該金融商品取引業者の第二十九条の登録を取り消し、第三十条第一項の認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第四号に該当することとなつたとき。

二 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第五号イ又はロに該当することとなつたとき。

三 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が、第二十九条の四第一項第六号ロに該当することとなつたとき。

四 不正の手段により第二十九条の登録を受けたとき。

五 金融商品取引業又はこれに付随する業務に関する法令(第四十六条の六第二項を除く。)又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反したとき。

六 業務又は財産の状況に照らし支払不能に陥るおそれがあるとき。

七 投資助言・代理業又は投資運用業の運営に関する、投資者の利益を害する事実があるとき。

八 金融商品取引業に不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。

九 第三十条第一項の認可を受けた条件に違反したとき。

十 第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第三十条の四第一号から第三号まで又は第五号に掲げる基準に適合しないこととなつたとき。

2 5 (略)

(審問等)

第五十七条 内閣府令は、第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項の認可又は第三十一条第四項の変更登録を拒否しようとするときは、登録申請者又は金融商品取引業者に通知して、当該職員に、当該登録申請者又は当該金融商品取引業者につき審問を行わせなければならない。

2 内閣府令は、第五十一条、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は前条の規定に基づいて処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。同条第四項の変更登録若しくは第三十五条第四項の承認をし、若しくはしないこととしたとき、第三十二条の登録、第三十条第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十一条、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条若しくは前条の規定に基づいて処分をすることとしたときは、書面に

より、その旨を登録申請者又は金融商品取引業者等に通知しなければならない。

(取引所取引業務の許可の申請)  
第六十条の二 前条第一項の許可を受けようとする者は、国内における代表者を定め、次に掲げる事項を記載した許可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び本店の所在の場所

二 資本金の額

三 役員(取引所取引業務を行う営業所又は事務所(以下「取引所取引店」という。))の所在する国(本店の所在する国を除く。))における代表者(次条第一項第一号又において「取引所取引店所在国における代表者」という。))を含む。))の役職名及び氏名又は名称

四 取引所取引店(以下「取引店」という。))の名称並びにその所在する国及び場所

五 他に事業を行つているときはその事業の種類

六 本店及び取引所取引店が会員となつていゝる外国金融商品取引市場開設者(外国金融商品市場を開設する者をいう。次条第一項第一号二及び第三号において同じ。))の商号又は名称

七 国内に事務所その他の施設があるときは、その所在の場所

八 国内における代表者の氏名及び国内の住所

九 取引参加者となる金融商品取引所の商号又は名称

十 その他内閣府令で定める事項

二・三 (略)

(職務代行者)

第六十条の四 内閣総理大臣は、第六十条第一項の許可を受けた外国証券業者(以下「取引所取引許可業者」という。))の国内における代表者が欠けた場合において、必要があると認めるときは、一時その職務を行ふべき者(次項において「職務代行者」という。))を選任することができる。この場合において、当該取引所

取引所許可業者は、国内における代表者が欠ける前における当該国内における代表者の住所地において、その登記をしなければならない。

二 (略)

(基本事項の変更の届出等)

第六十条の五 取引所取引許可業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届

け出なければならない。

二 (略)

(適格機関投資家等特例業務)

第六十三条 (略)

二・三 (略)

七 次の各号のいずれかに該当する者(金融商品取引業者等を除く。))は、適格機関投資家等特例業務を行つてはならない。

一 法人である場合において、次のいずれかに該当する者

イ・ロ (略)

ハ 役員又は政令で定める使用人のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でな

くなつた日から五年を経過しない者(次号ハにおいて「暴力団員等」という。))のある者

ニ・ホ (略)

二 (略)

八 (略)

13 (略)

(金融商品取引業者等の自主的努力の尊重)

第六十五条の六 内閣総理大臣は、金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者又は第五十九条第一項の許可を受けた外国証券

業者を監督するに当たつては、業務の運営についての金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、電子店頭デリバティブ取引等許可業者又は同項の許可を受け

た外国証券業者の自主的努力を尊重するよう配慮しなければならない。

(登録)  
第六十六条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関以外の者(第一種金融商品取引業(第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この章において同じ。))を行う者及び登録金融機関の役員及び使用人を除く。)は、第二十九条の規定にかかわらず、内閣総理大臣の登録を受けて、金融商品仲介業を行うことができる。

(登録)  
第六十六条の二十七 信用格付業を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次条第一項第二号及び第六十六条の四十七を除き、以下この章において同じ。)は、内閣総理大臣の登録を受けることができる。

(登録の申請)  
第六十六条の二十八 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。この場合において、外国法人は、国内における代表者(当該外国法人が信用格付業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所の業務を担当するものに限る。)又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める者を定めて当該登録申請書を提出しなければならない。

一 商号又は名称  
二 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この章において同じ。)の氏名又は名称  
三 信用格付業を行う営業所又は事務所(外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所)の名称及び所在地  
四 他に事業を行つているときは、その事業の種類  
五 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第六十六条の三十第一項第二号及び第三号に該当しないことを誓約する書面  
二 信用格付業の業務内容及び方法として内閣府令で定める事項を記載した書類  
三 定款及び会社の登記事項証明書(これらに準ずるものを含む。)

3 前項第三号の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録(内閣府令で定めるものに限る。)を添付することができる

(変更の届出)

第六十六条の三十一 信用格付業者は、第六十六条の二十八第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 (略)  
3 信用格付業者は、第六十六条の二十八第二項第二号に掲げる書類に記載した事項について変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(業務に関する帳簿書類)  
第六十六条の三十七 信用格付業者は、内閣府令で定めるところにより、信用格付業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第六十六条の三十八 信用格付業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

(廃業等の届出等)

第六十六条の四十 信用格付業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。  
一 信用格付業を廃止したとき(分割により事業(信用格付業に係るものに限る。以下この条において同じ。))の全部を承継させたとき、又は事業の全部を譲渡したときを含む。)その信用格付業を廃止し、又は承継をさせ、若しくは譲渡をした法人

二 信用格付業者である法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であつた者

三 信用格付業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人

四 信用格付業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

五 信用格付業者は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

（業務改善命令）

第六十六条の四十一 内閣総理大臣は、信用格付業者の業務の運営の状況に關し、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、その必要の限度において、当該信用格付業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の状況の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（監督上の処分）

第六十六条の四十二 内閣総理大臣は、信用格付業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該信用格付業者の第六十六条の二十七の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて信用格付業者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十六条の第三十第一項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十六条の二十七の登録を拒否すべき事由に該当することとなつたとき。

三 信用格付業者の運営に關し、投資者の利益を害する行政官庁の処分を違反したとき。

四 信用格付業者に關し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いつき。

五 内閣総理大臣は、信用格付業者の役員（外国法人にあつては、国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員又は国内における代表者に限る。以下この項において同じ。）が、第二十九条の四第一項第二号イからイまでのいずれかに該当することとなつたときは、第六十六条の二十七の登録当時既に同号イからイまでのいずれかに該当してゐたことが判明したとき、又は前項第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該信用格付業者に対して、当該役員を解任を命ずることができ、又は前項第四号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該信用格付業者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

（報告の徴取及び検査）

第六十六条の四十五 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、信用格付業者、これと取引をする者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）若しくは当該信用格付業者の關係法人（当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする法人又は当該信用格付業者の子法人（当該信用格付業者を除く。））であつて、信用格付の付与又は提供若しくは閲覧に供する行為を業として行う法人をいう。以下この項において同じ。）に対し当該信用格付業者の業務に關し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該信用格付業者から業務の委託を受けた者若しくは当該信用格付業者の關係法人の業務の状況若しくは書類その他の物件の検査（当該信用格付業者から業務の委託を受けた者又は当該信用格付業者の關係法人に於ては、当該信用格付業者の業務に關し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（基金への通知）

第七十九条の五十三 基金の会員である金融商品取引業者は、次の各号に該当する場合には、直ちに、その旨をその所屬する基金に通知しなければならない。

一 第五十二条第一項、第五十三条第三項、第五十四条又は第五十七条の六第三項の規定により第二十九条の登録を取り消されたとき。

二 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行つたとき（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行つたとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行つたとき。）

三 金融商品取引業の廃止（有価証券関連連業及び商品デリバティブ取引関連業務を行わない旨の第三十一条第四項の変更登録並びに外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた全ての営業所又は事務所に於ける金融商品取引業の廃止を含む。）をしたとき若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者にあつては、国内に設けられた全ての営業所又は事務所に於ける金融商品取引業の廃止を含む。）をしたとき、又は第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。

四 第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。  
2 5 (略)

(自主規制業務)  
第八十四条 金融商品取引所は、この法律及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない。  
2 前項の「自主規制業務」とは、金融商品取引所について行う次に掲げる業務をいう。  
一 金融商品、金融指標又はオプション（以下この章において「金融商品等」という。）の上場及び上場廃止に関する業務（内閣府令で定めるものを除く。）  
二 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査  
三 その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な業務として内閣府令で定めるもの

(認可を与えない場合の審問)  
第八十五条の四 内閣総理大臣は、第八十五条の二第一項の規定による認可の申請があつた場合において、その認可を与えることが適当でないときは、認可申請者に通知して、当該職員に審問を行わせなければならない。  
2 内閣総理大臣が、第八十五条第一項の規定による認可を与えることとし、又はこれを与えないこととした場合においては、遅滞なく、その旨を書面により認可申請者に通知しなければならない。

(子会社の範囲)  
第八十七条の三 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、取引所金融商品市場の開設に関連する業務、商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務（これに附帯する業務を含む。以下「商品市場開設業務」という。）又は商品先物取引をするために必要な市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社とすることができる。  
2 (略)  
3 前二項の「子会社」とは、法人がその総株主等の議決権の過半数を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の過半数を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。  
4 5 (略)

(審問に関する規定の準用)  
第八十七条の四 第八十五条の四の規定は、前条第一項ただし書及び第四項の認可について準用する。

(認可審査基準)  
第八十六条の十二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社金融商品取引所又は株式会社金融商品取引所及び次のいずれかに掲げる会社を子会社として保有することを目的とする者であること。  
イ 取引所金融商品市場の開設に附帯する業務を行う会社  
ロ 取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社  
ハ 商品市場開設業務を行う会社  
ニ 商品先物取引をするために必要な市場の開設に関連する業務を行う会社

2 (略)  
二 (略)  
四 (略)

(子会社の範囲)  
第六十六条の二十四 金融商品取引所持株会社は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務を行う会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、第六十六条の二第一項第一号ロからニまでに掲げる会社を子会社とすることができる。  
2 (略)

(休廃止の届出)  
第百五十六条の八十八 特定金融指標算出者は、特定金融指標算出業務の休止又は廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(外国金融商品取引規制当局に対する調査協力)  
第百八十九条 内閣総理大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局(以下この条において「外国金融商品取引規制当局」という。)から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行う行政上の調査に関し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として有価証券の売買その他の取引若しくはデリバティブ取引を行う者その他関係人又は参考人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができ、

2 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。  
一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国金融商品取引規制当局の保証がないとき。  
二・三 (略)

3 (略)

(金融庁長官への権限の委任)  
第百九十四条の七 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 (略)

一・三 (略)  
三の二 第六十六条の四十五第一項の規定による権限(第二条第三十五項に規定する行為の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。)

四・九 (略)  
3 (略)

3 (略)  
第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・三 (略)  
三の二 第五十九条の六又は第六十条の十三(第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)において準用する第三十六条の三の規定に違反して他人に  
四・八 (略)  
第五十九条第一項、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項に規定する業務を行つた者

第百九十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・六の三 (略)  
六の四 第二十七条の三十二の二第二項の規定による外国証券情報の提供又は公表をしない者  
七・二十 (略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)(抄)

第百九十九条 (定義)  
第二条 (略)

2 (略)  
3 この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。

4 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

20 この法律において「資産運用会社」とは、登録投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う金融商品取引業者をいう。

22 (略)

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

第十五条（聴聞の通知の方式）  
行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書

面により通知しなければならない。

一 予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項

二 不利益処分の原因となる事実

三 聴聞の期日及び場所

四 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

一 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。

二 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。

三 聴聞が終了する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。

行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第一項の規定による通知を、その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

第九条（略）

④②・③ 次の掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものを公正取引委員会規則で定める方法により合計した額が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の子会社である場合は、この限りでない。

一 子会社の株式の取得価額（最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額）の合計額の当該会社の総資産の額に対する割合が百分の五十を超える会社（次号において「持株会社」という。） 六千億円

二・三（略）

⑤⑦（略）

○ 株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）（抄）

（金融商品取引法の適用除外等）  
第四十三条（略）  
会社（略）  
第三 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。  
第四（略）

○ 金融庁設置法（平成十年法律第三十号）（抄）

（所掌事務）

第四条 金融庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)  
三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。

ロイ 銀行業又は無尽業を営む者  
銀行持株会社

ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者

ニ 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協同組合代理業、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第百四十二号)第二百一十一条の二第二項に規定する特定信用事業代理業又は農林中央金庫代理業を行う者

ホ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会  
保険業を行う者

ヘ 船主相互保険組合  
金融商品取引業(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。)を行う者

ニ 指定親会社(金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する指定親会社をいう。)

金融商品債務引受業を行う者  
証券金融会社

投資法人  
信用格付業者

金融商品市場を開設する者  
金融商品取引所持株会社

認可金融商品取引業協会、認定金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体  
取引情報蓄積機関(金融商品取引法第五十六条の六第四第三項に規定する取引情報蓄積機関をいう。)

特定金融指標算出者(金融商品取引法第五十六条の八第五第一項に規定する特定金融指標算出者をいう。)  
信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。)

貸金業を営む者  
貸金業協会  
貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第十六項に規定する指定信用情報機関、同法第二十四条の九第二項に規定する指定試験機関及び同法第二十四条の二十五第二項に規定する登録講習機関

ウ 特定金融会社等(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律(平成十一年法律第三十二号)第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。)

キ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。)

不動産特定共同事業を営む者  
不動産特定共同事業を営む者

確定拠出年金運営管理業を営む者  
指定紛争解決機関(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の六十二第一項の規定による指定を受けた者その他の政令で定めるものをいう。)

前払式支払手段発行者  
資金移動業を営む者

資金清算業を行う者  
認定資金決済事業者協会

2 四 (略)  
二十七 (略)